

本書の読み方

)「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(解説版)について
都市公園における遊び場の安全性を一層高めるためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、公園管理者において必要な安全措置を講ずることが必要です。

このため国土交通省では、関係機関や地方公共団体の意見を聴くとともに、パブリックコメントの実施を経て、我が国の都市公園の現状を踏まえ、諸外国の遊び場や遊具の安全確保に関する指針や規格を参考として、我が国の都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」をまとめ、各公園管理者に通知しました。

本指針を通知するにあたり、本指針の理解を深め、適切な運用が図られるよう、本指針の解説並びに補足的事項を記述した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(解説版)を作成しました。

)「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(解説版)の構成について

本指針の構成については、以下の通りです。

指針(太線四角囲み)

...都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示したものであり、公園管理者に対する国の技術的助言に相当します。

解説

...指針の理解を深め、適切な運用が図られるよう、解説並びに補足的事項を示したものです。

参考資料(細線四角囲み)

...解説に関連して、諸外国における遊具に関する規格や指針の数値基準、留意事項及びイラストなど参考となる事項を示したものです。

なお、参考としている規格や指針などについては、以下のとおりです。

- ・ C P S C : 消費者製品安全委員会(米国連邦政府機関)。(本解説版では、『公共の遊び場の安全に関するハンドブック』1997年版を参考にしました)
- ・ E N : 欧州規格。欧州規格協会が策定。遊具については E N 1 1 7 6、1 1 7 7 が適用される。(本解説版では、1998年版を参考にしました)
- ・ N P S I : 全米遊び場安全協会。包括的な遊び場の安全プログラムである「遊び場安全点検官養成プログラム」を提供している。(本解説版ではそのプログラムを参考にしました)